

偽造キャッシュカード問題への取組み

平成 17 年 4 月 1 日

社団法人全国地方銀行協会

1. 地銀界としてのスタンス

地銀界としては、2月22日の金融庁ならびに警察庁からの偽造キャッシュカード問題への対応の要請等を真摯かつ厳粛に受け止め、今後会員各行が経営上の喫緊の課題として早急に対応していくことを確認している。

当協会においては、ワーキンググループを立ち上げ、偽造キャッシュカード問題の論点や対応の方向性の整理、対策事例のとりまとめ、ならびに当協会が各行の取組みの支援として行っていくべき項目について検討し、現段階でのとりまとめを行っている。

2. 業態の対応状況

偽造防止策としてのICキャッシュカードの導入については全行が検討を進めており、うち半数近くがすでに具体的な導入に向けた対応を進めている状況にある。

一方で、MICS全体で約11万台というATMネットワークと、約3億3千万枚という磁気ストライプキャッシュカードが社会的インフラとして深く浸透しており、当面の間はICキャッシュカードと磁気ストライプキャッシュカードが共存していくことはやむを得ない。

ICキャッシュカードへの取組みといった偽造防止策と同時に、被害拡大防止策を早急に講ずることが重要であると認識しており、磁気ストライプキャッシュカードを使い続けるためのセキュリティレベルの向上が必要である。

被害拡大防止策として、会員各行では、A T Mでの1日あたりの払戻限度額の引き下げや、A T Mによる暗証番号変更機能の導入、覗き見防止策等、継続的な取組みを既に積極的に進めている。また、当協会としても他行A T M取引での利用限度額の引き下げの検討や、被害発生後の適切な対応としての団体保険制度あるいは共済制度の導入についても検討を行っている。

なお、偽造キャッシュカード問題については、会員各行がそれぞれの経営判断のもと、顧客サービスの利便性とセキュリティのバランスを考慮しながら、種々の対応策を組み合わせて対応すべきものであると考えており、当協会では、こうした各行の取組みを引続き支援していきたい。

以 上

平成17年2月10日

報道機関各位

株式会社 東邦銀行

キャッシュカード犯罪防止のための当行の取組みについて

東邦銀行(頭取 瀬谷俊雄)では、現在までにキャッシュカード犯罪防止のための取組として、「キャッシュカード紛失などのお届けの24時間365日受付」、「カード発行時における生年月日などの類推され易いカード暗証番号の使用禁止」、「全てのキャッシュカード発行口座へのキャッシュカード保険の付保」などを行ってまいりました。

今後、さらに「個人向キャッシュカードの1日あたりご利用限度額の引下げ」、「お客様による1日あたりご利用限度額の任意設定サービスの取扱」等の新たな取組みを行ってまいります。

また、当行では、お客様がよりセキュリティの高いキャッシュカード取引をご利用いただけるよう、平成17年度中を目途にICキャッシュカードの発行、ATMでの生体認証等の導入を検討してまいります。

記

1. 1日あたり利用限度額の引下げ

「個人向キャッシュカード」の1日あたり利用限度額を現行の300万円より100万円に引下げいたします。

	現 行	変 更 後
限 度 額	300万円	100万円
限度額に含める 払出取引	当行ATM：現金引出 他行ATM：現金引出、振込 IYバンクATM：現金引出 郵貯ATM：現金引出 デビット加盟店でのご利用	当行ATM：現金引出、カード振込 振替(定期性振替除く) 他行ATM：現金引出、振込 IYバンクATM：現金引出、振込 郵貯ATM：現金引出 デビット加盟店でのご利用
変更予定日	平成17年3月22日(火)より	

2. キャッシュカード利用限度額任意設定サービス(仮称)

「個人向けキャッシュカード」をご利用のお客様のご希望により、1日あたりの利用限度額を任意に設定いただけるサービスを開始いたします。

	内 容
限度額の範囲	1万円～500万円(1万円単位)
限度額を含む 払出取引	上記1の「限度額に含める払出取引」に同じ
取扱開始予定日	平成17年3月22日(火)より (お申込受付：平成17年3月14日(月)より)
お申込受付	東邦銀行 本支店で受付いたします
ご利用手数料	手数料は頂戴いたしません

3. アイワイバンク銀行ATM・郵貯ATM 1日あたり利用限度額の引下げ

アイワイバンク銀行ATM、郵貯ATMでの当行キャッシュカードの1日あたり利用限度額を引下げいたします。

	現 行	変 更 後
限 度 額	300万円	50万円
限度額を含む 払出取引	現金引出	現金引出, カード振込
変更予定日	平成17年3月22日(火)より	

4. 覗き見防止フィルムの設置

平成17年4月より、当行が設置する全ATM(全体台数588台)に側方よりの覗き見を防止する「覗き見防止フィルム」を順次設置してまいります。

5. ICカード、生体認証の導入について

お客様に、よりセキュリティの高いATM取引をご利用いただくため、平成17年度中を目途にICキャッシュカードの発行、ATMでの生体認証の導入等を検討してまいります。

6. その他

偽造カード被害の補償につきましては、業界において検討を行っておりますので、この検討結果を踏まえ別途対応してまいります。

なお、現在までに当行が実施してまいりましたキャッシュカード犯罪防止のための取組は別紙のとおりでございます。

以 上

東邦銀行のキャッシュカード犯罪防止への取組状況

当行がキャッシュカード犯罪防止のために、既の実施しております事項は以下のとおりです。

1. 類推され易い暗証番号の使用禁止

平成15年11月よりキャッシュカード発行時の生年月日、電話番号に係る類推され易い暗証番号の使用を禁止しております。

2. カード暗証番号に関する注意喚起

ポスター、リーフレット等により、類推され易い暗証番号の変更、カード保管方法、紛失時の早急な届出などについて、お客様への注意喚起を行っております。

3. ATMでの暗証番号変更受付

平成14年4月よりATMでのキャッシュカード暗証番号変更受付を開始し、現在は当行で設置している全てのATMで暗証番号変更取引の受付が可能となっております。

4. カード等の紛失に関する届出を24時間365日受付

平成15年10月よりカード・通帳・印鑑などの紛失のお届けを24時間365日受付しております。

5. ATMでの1日あたりご利用限度額の設定

平成15年2月よりATMでの1日あたりご利用限度額の設定を開始し、平成16年12月には限度額を500万円より300万円に変更、更に今般は100万円まで引下げいたします。

6. カード暗証番号の誤入力回数制限

キャッシュカード暗証番号の誤入力回数の上限を設定しており、所定回数を超過した場合はキャッシュカードが無効になります。

7. 取引明細票出力の選択

引出し、残高照会などのお取引をいただいた際に、取引明細票の出力を選択制としており、取引明細票より情報が漏洩することを防止しております。

8. ATM上部の鏡設置、ATM間の仕切り設置

覗き見防止などのため、ATM機械上部への鏡の設置、ATM機械間の仕切り設置等を行っております。

9. キャッシュカード保険

全てのキャッシュカード発行口座にキャッシュカード保険を付保しております。カード盗難に関しましては1口座あたりの限度額30万円（免責10万円）の保険内容となっております。

以上